

# 教育映像等審査のしおり (デジタルコンテンツ)

令和元年 12 月

文部科学省初等中等教育局  
情報教育・外国語教育課 映像等審査担当

【TEL 03-5253-4111 (内線 2417)】

# 教育映像等審査のしおり（デジタルコンテンツ）

## 1. 目的

文部科学省では、映画その他の映像作品及び紙芝居（以下「映像作品等」といいます。）について、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、あわせて教育に利用される映像作品等の質的向上に寄与することを目的として、教育映像等審査規程（以下「審査規程」といいます。別紙1）に基づいて映像作品等の審査を行っています。

## 2. 審査対象

### （1）審査対象

審査対象は、学校教育において使用することを目的とした教育用デジタルコンテンツ（本審査における「デジタルコンテンツ」とは、パーソナルコンピュータで動作するインタラクティブ性のある教材をいうものとします。）のうち次の要件を全て満たすものとなります。

- ① 小学校の算数の教材であるもの。
- ② 教員が授業で使用することを目的としたものであり、電子黒板の活用を前提としたもの。
- ③ DVD等の記録媒体により頒布されるものであり、パッケージが明確なもの。
- ④ 一般公開前であるもの。ここでいう一般公開とは、市販、無料配布、インターネット配信等国民が利用可能な状態にあることをいいます。

### （2）審査範囲

審査範囲は、記録媒体に記録された情報とし、デジタルコンテンツが引用する外部情報は、審査対象には含みません。

### （3）審査の対象外となるもの

次のいずれかに該当するものは、本審査の対象となりません。

- ① 内容を確認するのに8時間を著しく超えるもの。
  - ・申請者は、申請前に全ページを閲覧し、8時間未満で閲覧できることを確認してください。
  - ・上記の時間には、参考資料、ワークシート等と併せて頒布するものについては、当該資料等を閲覧する時間も含まれます。
- ② 特定の教科書のみのための補助教材として製作されたもの。
- ③ 問題演習を主たる目的としたもの。
- ④ 個別学習を主たる目的としたもの。
- ⑤ 教員の授業を代替することを目的としたもの。
- ⑥ 過去に申請した作品から教材の構成の変更がないもの。

### 3. 申請手続

申請者は、以下に示す手続により申請を行ってください。

#### (1) 提出物

申請の際は、原則として申請時に提出物を全て提出してください。ただし、デジタルコンテンツの完成日及び一般公開日が決定し、審査期間が十分に確保できることが確認された場合は、デジタルコンテンツの完成前であっても、申請することができます。なお、提出物は全て審査の資料となります。

① 申請書（別紙2）1部

② デジタルコンテンツを記録した記録媒体 2枚

- ・記録媒体が審査に不足する場合は、文部科学省が指定する数の記録媒体を提出してください。
- ・提出しようとする記録媒体が文部科学省の審査環境において動作しない場合は、文部科学省が指定する数のパーソナルコンピュータにデジタルコンテンツをインストールしたものを提出してください。
- ・提出する記録媒体には頒布する際のパッケージに収められる全ての情報を記録してください。

③ デジタルコンテンツの内容を説明する資料（別紙3）15部

- ・補足の説明のため添付資料を提出することができますが、その場合は、5分程度で閲覧できるよう簡潔にまとめてください。

④ デジタルコンテンツの内容を説明する動画を記録した記録媒体 2枚

- ・申請するデジタルコンテンツの特徴及び効果的な活用方法がわかる内容としてください。また、電子黒板の活用を前提していることがわかるものとしてください。
- ・動画は20分以内とし、デジタルコンテンツとは別に提出してください。

⑤ 操作説明書 15部

- ・頒布する際に添付するものと同一のものを提出してください。

⑥ デジタルコンテンツの全てのページの構成を示した階層図 15部

#### (2) 留意事項

① 申請に当たっては、著作権等の知的財産権、肖像権及び個人情報等の人の権利について侵害しないよう、権利処理等必要な手続を済ませてください。

② 申請者は、シリーズ構成のものについて申請する場合は、申請方法について文部科学省に事前に確認してください。

③ 過去に同一シリーズの作品を申請したことがある場合は、(1)提出物③、④について、過去の作品からの変更点がわかるような内容としてください。

④ 提出物に、故意による誤り又は重大な誤りが見つかった場合は、審査手続を取りやめることがあるので、留意してください。また、審査後に故意による誤り又は重大な誤りが見つかった場合は、選定を取り消すことがあるので、留意してください。

### (3) その他

- ① 記録媒体が複数の場合であっても、頒布される1つのパッケージに収められたものは、一体のものとして審査します。
- ② 審査対象から外れている場合、又は審査が困難であると判断されるものについては、申請を受理しない場合があります。
- ③ 審査手続中に一般公開されるものについては、審査手続を取りやめます。
- ④ 申請者は、審査環境の構築・設定について文部科学省より協力を求められた場合は協力してください。

## 4. 審査

### (1) 審査

- ① 審査は、文部科学省が学識経験者による審査会の意見を聴いて行います。
- ② 審査は、審査規程第4条に定める基準に照らして教育上価値が高く、審査規程第5条に定める留意事項に支障がないと認められた作品を「文部科学省選定」、特に優れたものを「文部科学省特別選定」とします。
- ③ 「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」は、その作品に応じ、次に掲げる対象別の分類に従って行います。
  - ・ 小学校低学年（義務教育学校の第1学年及び第2学年を含む。）児童向き
  - ・ 小学校中学年（義務教育学校の第3学年及び第4学年を含む。）児童向き
  - ・ 小学校高学年（義務教育学校の第5学年及び第6学年を含む。）児童向き

### (2) 審査期間

原則として申請受付順に審査を行います。文部科学省は、申請者に審査期間の予定を連絡しますが、予定された期間内で審査結果が確定することを保証するものではありません。

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、文書により申請者に通知します。

## 5. 「文部科学省選定」等の表示

申請者は、文部科学省選定又は文部科学省特別選定となった映像作品等（以下「選定教育映像等」といいます。）にその旨を表示する場合は、以下の事項を明示してください。

- ・ 「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」の別
- ・ 対象別
- ・ 選定の年月日
- ・ 審査に係る記録媒体の種別（当該種別以外の種別の記録媒体により頒布する場合があります。）

## 6. 広 報

- ① 文部科学省は、「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」となった作品については、月ごとにその題名・内容等をまとめた「選定一覧」を文部科学省Webサイト (<https://www.mext.go.jp/>) に掲載します。
- ② 申請者は、選定教育映像等とされた旨を、パンフレット、ポスター等に記載することができますが、記載する場合は、可能な限り以下の事項を記載し、選定に係る情報について選定教育映像等の利用者に誤解を与えないよう配慮してください。
  - ・「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」の別
  - ・対象別・教科等別
  - ・選定の年月日
  - ・審査に係る記録媒体の種別（当該種別以外の種別の記録媒体により頒布する場合には限りません。）
  - ・審査範囲

## 7. 選定後における留意事項

- ① 申請者は、選定教育映像等とされた映像作品等にその旨を表示する場合において、選定映像作品等以外の情報を記録した記録媒体により頒布しようとするときは、別途手続をしてください。
- ② 選定教育映像等とされた映像作品等の内容が変更された場合には、当該選定の効力は失われます。ただし、プログラムの不具合の修正を行う場合、内容の変更を伴わないアップデート等を行う場合は、当該変更には当たらないものとします。
- ③ 申請者は、選定教育映像等とされた映像作品等を、選定された年度末から10年経過するまで保管し、文部科学省から求められたときは速やかに提出してください。

申請する際は、申請書を提出する前に本件担当まで御連絡ください。

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課 映像等審査担当

TEL : 03-5253-4111 (内線 2417)

# 教育映像等審査規程（昭和二十九年八月二十七日文部省令第二十二号）

最終改正：平成二八年三月二十二日文部科学省令第四号

教育映画等審査規程（昭和二十二年文部省令第二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（目的）

第一条 文部科学大臣は、映画その他の映像作品及び紙芝居（以下「映像作品等」という。）について、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、あわせて教育に利用される映像作品等の質的向上に寄与するために、この規程に基づいて審査を行う。

（申請）

第二条 映像作品等の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に審査を受けようとする映像作品等を記録した記録媒体を添えて、文部科学大臣に提出するものとする。

- 一 記録媒体の種別及び規格
- 二 題名（外国の映像作品等の場合は、原名を併記する。）
- 三 申請者の住所及び氏名又は名称（外国の映像作品等の場合は、国内における取扱者の住所及び氏名又は名称）
- 四 製作年月日
- 五 映像作品等の概要

2 審査を受けようとする映像作品等が映画フィルムである場合には、申請者は、その映写に要する施設を確保するとともに、その経費を負担するものとする。

第三条 文部科学大臣は、前条の申請を受けたときは、学識経験者の意見を聴いて、審査を行うものとする。

（審査の基準）

第四条 審査は、申請された映像作品等の持つ教育上の価値を主とし、次に掲げる基準に従って行う。

- 一 内容について
  - イ 正確なものであるか。
  - ロ 信頼できるものであるか。
  - ハ 時代の進歩に応じているものであるか。
  - ニ 心身の発達段階に応じて理解し得るものであるか。
  - ホ 生活、経験及び興味に即しているものであるか。
  - ヘ 経験領域を拡充し、豊かにするものであるか。
  - ト 思考力及び批判力をかん養するものであるか。
  - チ 教養を高め、生活の向上に資するものであるか。

- リ 豊かな情操を養うものであるか。
- ヌ 倫理性を高めるものであるか。
- ル 学校教育用教材については、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領又は学習指導要領に示されている教育課程に対する配慮がなされているか。

## 二 表現について

- イ 意図しているものが表現されているか。
- ロ 画面が鮮明であるか。
- ハ 色彩が適切であるか。
- ニ 用語が平易かつ妥当であるか。
- ホ 解説に頼りすぎていないか。
- ヘ 解説と画面との結合が適切であるか。
- ト 映像作品にあつては、音声が適切であるか。
- チ 紙芝居にあつては、紙質及び印刷が適切であるか。

## 三 その他

- イ 操作が容易であるか。
- ロ 映像作品にあつては、動作が適切であるか。

第五条 映像作品等の審査にあつては、前条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項についても留意するものとする。

- 一 風教上好ましくないものではないか。
- 二 商業的又は政治的な宣伝意図の顕著なものではないか。
- 三 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼす虞れのあるものではないか。
- 四 その他中正を欠く意図が感じられるものではないか。

(審査の結果)

第六条 審査の結果、第四条の基準に照して教育上価値が高く、かつ、前条各号について支障がないと認められたものは文部科学省選定とし、そのうち特にすぐれたものは文部科学省特別選定とする。

2 前項の文部科学省選定又は文部科学省特別選定は、その作品の内容に応じ、次に掲げる対象別の分類に従つて行う。

- 一 学校教育の教材とするものについては、幼稚園及び幼保連携型認定こども園幼児向き、小学校低学年（義務教育学校の第一学年及び第二学年を含む。）児童向き、小学校中学年（義務教育学校の第三学年及び第四学年を含む。）児童向き、小学校高学年（義務教育学校の第五学年及び第六学年を含む。）児童向き、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）生徒向き又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）生徒向きの別
- 二 社会教育の教材とするものについては、幼児向き、少年向き、青年向き又は成人向きの別
- 三 一般劇映画及び一般非劇映画については、幼児向き、少年向き、青年向き、成人向き又は家庭向きの別

第七条 映像作品等の審査を行つた場合には、その結果を申請者に通知するものとする。

第八条 文部科学省選定又は文部科学省特別選定となつた映像作品等（以下「選定教育映像等」

という。)については、内容及び利用上の注意等を付記して公表する。

2 前項の場合には、必要に応じ、その教科、学年及び学習指導要領に示されている内容項目等についてもあわせて示すものとする。

第九条 選定教育映像等とされなかつた映像作品等については、審査の結果を公表しないものとする。

第十条 申請者は、選定教育映像等とされた映像作品等にその旨表示する場合には、文部科学省選定又は文部科学省特別選定の別、第六条第二項に規定する対象別、選定の年月日及び審査に係る記録媒体の種別（当該種別以外の種別の記録媒体により頒布する場合に限る。）を明示するものとする。

2 前項に規定する場合において、申請者が選定教育映像等とされた映像作品等を当該映像作品等以外の情報を記録した記録媒体により頒布しようとするときは、文部科学大臣にその内容を申告し、第五条各号に掲げる事項について確認を受けるものとする。

(内容の変更)

第十一条 選定教育映像等とされた映像作品等の内容が変更された場合には、当該決定の効力は失われるものとする。

(選定の取消し)

第十二条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、選定教育映像等の選定を取り消すことができる。

- 一 選定教育映像等が第四条の基準に照らして教育上価値が高いと認められなくなつたとき。
- 二 選定教育映像等が第五条各号のいずれかについて支障があると認められるとき。
- 三 その他文部科学大臣が特に必要があると認めるとき。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三二年一〇月一六日文部省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年三月二四日文部省令第七号）

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則（昭和四八年三月二九日文部省令第一号）

1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に第二条の規定による廃止前の文部省試写室使用規程第四条の規定により教育映画等審査規程の規定に基づく教育映画等の審査を受けるための試写室の使用料を納付した者は、第一条による改正後の教育映画等審査規程第二条第二項に規定する映写手数料を納付したものとみなす。

附則（平成元年三月二九日文部省令第九号）

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成二年四月三日文部省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年六月二九日文部省令第二一号）

この省令は、平成二年七月一日から施行する。



附則（平成二年九月一一日文部省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二年八月二十八日から適用する。

附則（平成九年三月一八日文部省令第二号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成一二年一〇月三一日文部省令第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一七年四月一日文部科学省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年五月九日文部科学省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月二六日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月一六日文部科学省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第四条第一号ルの改正規定及び第六条第二項第一号の改正規定（「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える部分に限る。）は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二二日文部科学省令第四号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 教育映像等審査申請書（デジタルコンテンツ）

年 月 日

文部科学大臣 殿

下記の作品の申請をします。

申請者 住 所 郵便番号

住所

氏 名 社名（団体名）

代表者役職名・代表者氏名

印

記

□があるものは、該当するものを塗りつぶしてください。

作 品 名	○○○○○○○○○○○○		
製 作 者	作品の製作者を記載してください。申請者が製作者以外の場合は、括弧書きで申請者が申請する理由を記載してください（例：受注製作をしたため）。 受注製作の場合は、発注者を記載してください（受注製作（発注者：○○○○））		
完成年月日	○○年○○月○○日	公開年月日	○○年○○月○○日
種別及び規格	<input type="checkbox"/> DVD <input type="checkbox"/> BD <input type="checkbox"/> CD <input type="checkbox"/> その他（ ）		
利 用 対 象	学校教育教材 <input type="checkbox"/> 小学校低学年 <input type="checkbox"/> 小学校中学年		
教 科 等	算数		
動 作 環 境	対応OS及びデジタルコンテンツが動作するための環境を記載してください。		
作 品 紹 介 (80字程度)	作品の紹介を80字程度で簡潔に記載してください。 選定された場合に文部科学省のWebサイトに公開されます。		
公 開 方 法	「DVDによる店頭販売」、「Webサイトからダウンロード」等、予定されている全ての公開方法を記載してください。		
担当者部署・氏名	○○○部○○課 ○○ ○○		
担当者電話番号	○○○-○○○-○○○○	担当者 E-mail	○○○@○○○○.○○.jp

審査に提出する媒体を塗りつぶしてください。

確認の上 □ を塗りつぶしてください。

申請する作品について、下記のことを確認の上、申請します。

- 公序良俗に反する内容を含まないこと。また、公序良俗に反する方法により頒布しないこと。
- 著作権等の知的財産権、肖像権及び個人情報等の人の権利について侵害しないこと。
- 「2. 審査対象等（1）審査対象」の条件を全て満たすものであること。
- 「2. 審査対象等（3）審査の対象外となるもの」のいずれにも該当しないこと。
- デジタルコンテンツに記録されている内容が正確であること。

※利用対象は、複数選択可。

## 教育映像等審査説明資料（デジタルコンテンツ）

申請者氏名 社名（団体名）

代表者役職名・代表者氏名

作 品 名	○○○○○○○○○○○○
（１） デジタルコンテンツの特徴及び効果的な活用方法について	
デジタルコンテンツの特徴及び効果的な活用方法について記載してください。	
（２） 電子黒板の活用について	
デジタルコンテンツの電子黒板の活用について記載してください。	
（３） 対応する単元について	
デジタルコンテンツが対応する単元について記載してください。	
（４） 内容、表現、操作性について	
デジタルコンテンツの内容、表現、操作性について特に配慮した点について記載してください。	

※ 必要に応じて行を追加すること（２枚以上になっても構いません）。